

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第7号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																					
<p>(端数計算) 第6条 略</p> <p><u>(特地公署等の見直し)</u> 第6条の2 <u>特地公署及び準特地公署並びに級別区分については、5年ごとに見直すのを例とする。</u></p> <p>(雑則) 第7条 略</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>所 在 地</th><th>公 署</th><th>級別区分</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>観音寺市伊吹町11の7</u></td><td>伊吹駐在所</td><td>2級地</td></tr><tr><td>略 小豆郡土庄町豊島家浦2268の56</td><td>略 豊島駐在所</td><td>1級地</td></tr><tr><td><u>香川郡直島町1758の9</u> 略</td><td>直島東駐在所 略</td><td></td></tr></tbody></table>	所 在 地	公 署	級別区分	<u>観音寺市伊吹町11の7</u>	伊吹駐在所	2級地	略 小豆郡土庄町豊島家浦2268の56	略 豊島駐在所	1級地	<u>香川郡直島町1758の9</u> 略	直島東駐在所 略		<p>(端数計算) 第6条 略</p> <p>(雑則) 第7条 略</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>所 在 地</th><th>公 署</th><th>級別区分</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>観音寺市伊吹町856の2</u></td><td>伊吹駐在所</td><td>2級地</td></tr><tr><td>略 小豆郡土庄町豊島家浦2268の56 <u>小豆郡土庄町大部甲3246の35</u> <u>小豆郡小豆島町福田甲1208の1</u> <u>香川郡直島町696の36</u> 略</td><td>略 豊島駐在所 大部駐在所 福田駐在所 直島東駐在所 略</td><td>1級地</td></tr></tbody></table>	所 在 地	公 署	級別区分	<u>観音寺市伊吹町856の2</u>	伊吹駐在所	2級地	略 小豆郡土庄町豊島家浦2268の56 <u>小豆郡土庄町大部甲3246の35</u> <u>小豆郡小豆島町福田甲1208の1</u> <u>香川郡直島町696の36</u> 略	略 豊島駐在所 大部駐在所 福田駐在所 直島東駐在所 略	1級地
所 在 地	公 署	級別区分																				
<u>観音寺市伊吹町11の7</u>	伊吹駐在所	2級地																				
略 小豆郡土庄町豊島家浦2268の56	略 豊島駐在所	1級地																				
<u>香川郡直島町1758の9</u> 略	直島東駐在所 略																					
所 在 地	公 署	級別区分																				
<u>観音寺市伊吹町856の2</u>	伊吹駐在所	2級地																				
略 小豆郡土庄町豊島家浦2268の56 <u>小豆郡土庄町大部甲3246の35</u> <u>小豆郡小豆島町福田甲1208の1</u> <u>香川郡直島町696の36</u> 略	略 豊島駐在所 大部駐在所 福田駐在所 直島東駐在所 略	1級地																				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表に掲げる公署のほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の

前日において職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第11条の2第1項の特地公署とされていた公署のうち人事委員会の定める公署は、平成26年3月31日までの間、同項の特地公署とする。

- 3 前項の規定に基づき特地公署とされた公署に勤務する職員の特地勤務手当の月額、改正後の規則第3条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては特地勤務手当経過措置基礎額に100分の4を乗じて得た額、施行日から平成24年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。
- 4 前項の特地勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第3条第2項各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額（その額が同項各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額）とする。
- 5 第2項の規定に基づき特地公署とされた公署に在勤する職員の給与条例第11条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第4条第2項若しくは第3項又は第5条第4項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員であって施行日において給与条例第11条の3第1項に規定する準特地公署（以下「準特地公署」という。）に該当することとなった公署に在勤する者にあっては当該公署を準特地公署とみなした場合における改正後の規則第4条第2項若しくは第3項又は第5条第4項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に100分の1（施行日前に給与条例第11条の3第1項に規定する公署を異にする異動の日（その職員が改正後の規則第5条第4項第1号に規定する職員である場合にあっては、同号に規定する日。以下「異動の日」という。）から起算して4年に達した場合及び施行日から平成26年3月31日までの期間内に異動の日から起算して4年に達した場合におけるその4年に達した日後については、0）を乗じて得た額、施行日から平成24年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。
- 6 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、改正後の規則第4条第2項（同条第3項において読み替えられる場合を含む。）又は第5条第4項に規定する日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）とする。